

一般社団法人日光ヘルスケアネット定款の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1章 名称及び事務所 (名称)</p> <p>第1条 本法人は、<u>地域医療連携推進法人</u> 日光ヘルスケアネットと称する。</p> <p>第11章 公告の方法 (公告の方法)</p> <p>第60条 本法人の公告は、<u>電子公告</u>により 行う。</p> <p><u>2 事故その他やむを得ない事由によっ</u> <u>て前項の電子公告をすることができな</u> <u>い場合は、栃木県において発行する下</u> <u>野新聞に掲載する方法による。</u></p>	<p>第1章 名称及び事務所 (名称)</p> <p>第1条 本法人は、<u>一般社団法人</u> 日光ヘルスケアネットと称する。</p> <p>第11章 公告の方法 (公告の方法)</p> <p>第60条 本法人の公告は、<u>官報</u>により 行う。</p> <p><u>2</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>

附則

この定款の改正は、令和元年6月4日から施行する。